

アニメ等を活用した区立文化施設・文化財等回遊促進事業業務委託に係る  
事業者選定委員会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「アニメ等を活用した区立文化施設・文化財等回遊促進事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」第12条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 「アニメ等を活用した区立文化施設・文化財等回遊促進事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」第12条第1項の規定に基づき、「アニメ等を活用した区立文化施設・文化財等回遊促進事業業務委託に係る事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会)

第3条 事業者の評価及び選定は、選定委員会が行う。

2 選定委員会は委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、文化観光課長とする。ただし、事故等により委員長に職務を遂行できない事情があるときは、新宿観光振興協会担当課長がその職務を代行する。

4 委員の構成は以下のとおりとする。ただし、事故等により委員の職務を遂行できない事情があるときは、あらかじめ指定した者がその職務を代行する。

新宿観光振興協会担当課長

文化資源係長

新宿未来創造財団・地域歴史課職員

新宿未来創造財団・漱石山房記念館課職員

(委員の任命)

第4条 委員の任命は、本実施要領の施行をもって行う。

(招集)

第5条 選定委員会は、委員長が招集する。

(評価及び選定)

第6条 評価及び選定は、2段階とする。

2 見積書の金額が委託契約上限額を超えていない事業者を対象として、企画提案書

をもとに評価し、上位3者を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない事業者は、候補者から除外する。また、第1段階評価の対象が3者以下の場合には全者を第2段階評価の対象とする。

- 3 第2段階評価はプレゼンテーション及びヒアリングによるものとする。
- 4 選定委員会は、特別の事情があると文化観光課長が認める場合を除き、第2段階評価の評価点に見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合は、選定しない。また、二段階評価において参加者が1事業者のみとなった場合、第2段階評価の評価点が満点の6割に達していれば、当該参加者を受託候補者として選定する。
- 5 選定委員会は、第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知することで、ヒアリングの際に回答を受けることができる。
- 6 選定委員会における選定の評価基準及び評価方法は、別に定める「アニメ等を活用した区立文化施設・文化財等回遊促進事業業務委託に係るプロポーザル選定評価基準」による。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、文化観光課が行う。

(疑義の決定等)

第8条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき、又は、本実施要領に定めのない事項については、委員長が定めるものとする。

附則 本実施要領は、本案決定日から施行する。